令和４年１月２７日

◆◆豊橋善意銀行ひろば◆◆

Ⅰ．放送日　令和４年１月２８日（金）放送分

今週の話題

（１）豊橋善意銀行　週間寄付報告
（２）豊橋善意銀行だより第１９２号について
（３）令和３年分　税制優遇措置を受けられる方へのご案内

（１）豊橋善意銀行　週間寄付報告

豊橋善意銀行寄付状況〔１月２０日（木）～１月２６日（水）分〕

○お金の寄付は、	合計　９件	７４，３０５円
内訳		
自由預託金	６件	２８，５６７円
指定預託金	１件	３０，０００円
チャリティーボックス募金	１件	５，７２６円
年末助け合い	１件	１０，０１２円

今週の主な寄付は、匿名希望の方から市内の子ども食堂をしている所へと３０，０００円をご寄付下さいました。本行で希望する子供食堂にお渡しました。

○品物の寄付は、紙おむつ、食品・日用品等、合計１２件ありました。
アルミ缶・牛乳パックは本行で地元福祉のために活用し、菓子、サニーレタス等の食品は施設等へお届けさせていただきました。

（２）豊橋善意銀行だより第１９２号について

豊橋善意銀行では、年４回「豊橋善意銀行だより」を豊橋自治連合会のご協力をいただき組回覧で市民の皆様にお知らせしています。今回第１９２号は２月１日付けで組回覧されます。
掲載内容は、昨年末の善意活動の報告、寄付金・寄付物品の受入と活用報告、第４８回市民チャリティーバザー収支報告等です。
なお、本行事務所でもお渡ししています。また、本行ホームページでも閲覧できます。

（３）令和３年分　税制優遇措置を受けられる方へのご案内

令和３年中に、豊橋善意銀行へ「維持会費」や「年末たすけあい活動」などへの寄付金をお寄せいただいた方は、税制面での優遇措置を受けることができます。この優遇措置を受けるには、確定申告を行っていただく必要がございますが、この際に、「受領書」と、豊橋善意銀行への寄付が、税額控除の対象となることを証明する「証明書の写し」が必要になります。
受領書は、ご寄付をいただく都度、発行しておりますが、銀行振り込みなどによりご寄付いただいた方で、まだお手元に受領書が届いていない方は、豊橋善意銀行までご連絡ください。
また、「証明書の写し」は、豊橋善意銀行ホームページからダウンロードし、印刷してご使用いただくか、豊橋善意銀行事務局までお越しいただければお渡しさせていただいております。
ご不明な点がございましたら、豊橋善意銀行事務局までお問い合わせいただくか、最寄りの税務署にご相談ください。

豊橋善意銀行事務局　〒440-0806　豊橋市八町通 5-9
電話（0532）52-7893／FAX（0532）52-7894